

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第58号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年2月16日 09時20分ごろ	
発生場所	長崎県五島市 <sup>さきやま</sup> 崎山漁港 崎山港沖防波堤南灯台から真方位183°240m付近 (概位 北緯32°39.4′ 東経128°53.4′)	
事故等調査の経過	平成22年6月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船種船名、総トン数 船種船名、総トン数	
船種船名、総トン数	貨物船 第八さとみ丸、443トン	
船舶番号、船舶所有者等	130347、広島汽船株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	左舷ビルジキール曲折損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、船首約2.1m、船尾約3.6mの喫水で、船首尾から投錨して船固めをしたのち、防波堤を左舷側に見て錨鎖の長さを適宜調節しつつ、緩やかな速力で南東進しながら石材投入作業中、平成22年2月16日09時20分ごろ、強風により船尾の錨が引けて防波堤側に圧流され、左舷ビルジキールが旧ケーソンの残骸（以下「本件ケーソン」という。）に接触した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約10～13m/s 海象：潮汐 高潮時	
その他の事項	本船は、防波堤と新設されたケーソンとの間に石材を投入する工事に従事していた。 船長は、本件ケーソンは撤去済みと聞いていたので、作業場所の障害物の確認はしていなかった。 本事故発生場所付近の底質は、砂であった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 なし あり 本船は、崎山漁港において、船首尾から投錨して船固めをしたのち、緩やかな速力で防波堤に沿って石材投入作業中、風により船尾の錨が引けて防波堤側に圧流され、本件ケーソンに乗り揚げたものと考えられる。 本船は、底質が砂であったため、十分な把駐力が得られなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、崎山漁港において、船首尾から投錨して船固めをしたのち、緩やかな速力で防波堤に沿って石材投入作業中、風により船尾の錨が引けて防波堤側に圧流されたため、本件ケーソンに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	

